

仕様書

1 総則

大阪コロナ大規模医療・療養センター（以下、「医療・療養センター」という。）に整備される中等症病床（200床）へ入所する新型コロナウイルス感染症患者（以下「患者」という。）に対し、医師の判断により必要な治療及び健康管理を行うことを目的とする。

2 契約期間

- (1) 令和3年11月12日から令和4年5月31日まで
- (2) 契約期間については、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、延長又は短縮することがある。
- (3) 契約期間中であっても、入所の状況に応じて契約内容の一部変更（増額・減額）の可能性がある。

3 履行場所

大阪コロナ大規模医療・療養センター（インテックス大阪 6号館）

4 治療及び健康管理を行う病床数

- (1) 医療・療養センターの中等症病床（200床）に入所する患者は開設当初はフェーズⅠの1～30床を運用する。
なお、入所する患者には、医療・療養センターに別途整備する軽症病床（800居室）に入所した患者のうち症状の悪化等した者の受け入れを含む。
- (2) 契約期間中であっても、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、上記4(1)の病床数を最大200床として可変的に運用する契約内容の一部変更（増額・減額）に応じなければならない。病床の可変的運用のフェーズは別途示すⅠ～Ⅳの4段階とし、具体的運用病床数は大阪府が決定し、運用に必要な医療スタッフの配置時期は別途協議のうえ決定する。

5 業務内容

医療・療養センターの運営にあたっては、大阪府と連携、協議しながら運営業務を行うこととし、次の内容に基づき効率的に医療等を提供すること。

(1) 治療及び健康管理

- ① 保健所の指示等により搬送された全ての患者に入所にあたっての間診を実施。

- ② 新型コロナウイルス感染症の症状が軽症または中等症 I に相当する患者への入院診療及び医療関連行為（診察、相談、検査、処置、投薬、看護、診断）の提供（容態急変による応急措置を含む）。

なお、中和抗体薬の投与が可能な患者には医師の判断により積極的な投与を実施。

- ③ 全ての患者への定期的な健康観察による健康管理を実施するとともに、患者本人から訴えがあった場合など必要に応じて健康観察を随時実施。
- ④ 患者の症状が悪化した場合または重症化する恐れがある場合は、受入病院等への搬送に必要な手続きを実施するとともに搬送車両が到着し、医療・療養センターから搬出されるまでの間に必要な医療の提供。
- ⑤ 療養解除が可能となった場合または無症状若しくは軽症となった場合は、必要な確認を行ったうえで、自宅や宿泊施設等での療養に切り替えるために必要な手続きを実施。

(2) 看護

患者の状況に応じた、適切な看護ケアの実施。

(3) 医薬品の管理

治療及び健康管理に使用した医薬品等について台帳を作成し、不足が生じることの無いよう在庫を含め適切に管理すること。

治療及び健康管理に使用した医薬品等の購入に要した費用は、実費相当額を委託料の中で精算し大阪府が負担する。

(4) 診療録及び健康観察記録の作成

患者ごとに診療記録及び健康観察記録を作成し適切に管理すること。

(5) 従事者名簿の作成及び提出

従事する医療スタッフの氏名・職種などを名簿として整備し、事前に大阪府に提出すること。

(6) 勤務計画（ローテ表）の作成及び提出

従事する医療スタッフの日程を調整のうえ勤務計画（ローテ表）を作成のうえ、事前に大阪府に提出すること。

(7) 業務日報等の実績報告

- ① 日々の治療及び健康管理の実施状況を記載した業務日報を作成し、原則として 3 日以内に大阪府に提出すること。

- ② 上記①のほか、書面により業務に係る調査又は報告を求められたときは、求められた方法により調査又は報告をしなければならない。

(8) 診療マニュアル等の作成

本仕様書にかかる具体的事項について、大阪府と協議のうえ、診療マニュアル

への
の
を
者
等
セン
必要
な
る
額
に
う
え、
して
、求
、ア

ル(仮称)として作成し、大阪府に提出すること。

診療マニュアル(仮称)には、患者の入院療養及び医療関連行為をはじめ、スタッフの当直体制など病床運営全般に亘って作成すること。

(9) 生活支援に関する事項

清掃、食事、リネンなどの生活支援にかかるサービスは、別途、大阪府において委託契約を行う。

6. 治療及び健康管理並びに看護の実施に伴う安全管理

医療・療養センターで提供する医療の安全を確保するため、医療法第6条の12及び医療法施行規則第1条の11の規定に準じて、安全管理に必要な体制を確保し、安全な医療を提供すること。

7. 体制

(1) 患者に対し治療及び健康管理を適切に実施できる能力を有した、次の医療スタッフを24時間体制で確保し、配置すること。

ただし、上記4(1)の病床運用時の配置人数として定めるものであり、4(2)の病床運用時においては、別途、大阪府と協議のうえ定めるものとする。

① 医師：常時2名

② 看護師：常時4名

③ 薬剤師またはそれに準じて薬事業務を実施できる看護師：2名

④ ロジ担当(職種は問わない)：2名

④ その他、必要と考える職種及び人数を委託金額の範囲で配置すること。

(2) 上記(1)の医療スタッフの人事管理及び業務管理を行うため、次の者を24時間体制で確保し配置する。

① プロジェクトマネージャー：1名

8. 従事時間

医療スタッフの1人あたりの従事時間は職種ごとに次の区分を参考に設定し、事前に大阪府に報告すること。

(1) 日勤：9時から18時まで

(2) 夜勤：18時から翌9時まで(裁量により2交替制又は宿直制を適宜選択できるものとする。)

9. 業務の準備期間

契約締結日から大阪府における軽症中等症病床の最大確保数の使用率がおよ

そ70%未満の期間は、開設準備着手前であるため、この期間を業務の準備期間とし前記5から8(5(8)を除く)の項目は適用せず、次の業務内容、体制及び従事時間等で業務を実施する。

なお、準備期間に生じた経費は契約金額の内数とし、医療・療養センターの中等症病床の運用開始時に確定させ、変更契約を締結する。

また、契約の全期間において中等症病床の運用が行われない見込みとなった場合には、全ての契約期間を業務の準備期間とした変更契約を締結する。

(1) 準備期間の業務

医療・療養センターの中等症病床の運用開始に向け5(8)に定める診療マニュアル等を作成するとともに医療スタッフを確保し育成など必要な準備を行う。

(2) 準備期間の体制

① プロジェクトマネージャー：1名

② ロジ担当（職種は問わない）：2名

(3) 従事時間

9時から18時まで

(4) その他

確保した医師及び看護師が準備期間に研修などを含む準備業務に従事した場合の人件費は、医療・療養センター運用時の人件費を基準として別途協議のうえ定める。

10 医療・療養センターの中等症病床（200床）の運用開始

医療・療養センターの中等症病床（200床）は、大阪府における軽症中等症病床の最大確保数の使用率がおよそ70%以上となったのち、約2週間以降の入院待機ステーションのオーバーフロー、陽性者数、感染拡大見込み、軽症中等症病床の使用率などの状況を踏まえ、大阪府において運用開始を判断することとし、最大確保数の使用率がおよそ70%以上となった時点から運用に必要な医療スタッフを配置できるよう確保を進め、大阪府が決定する運用開始日から必要な医療スタッフを配置し前記5から8の項目に沿った業務を実施する。なお、運用開始日が延長された場合でも既に確保した医療スタッフの人件費は、大阪府が一度決定した運用開始日から大阪府が負担する。

11 体制の縮小

上記7(1)及び9に関わらず、入所する患者が0人の状況が連続7日間続いた場合は、大阪府の指示により、医療スタッフの体制を一時的に縮小し、新たな医療スタッフの確保は行わないこと。



用とし
事時間

の中等
場合に

マニユ
ール。

した場
議のう

症病床
院符機
末の使
大確保
フを配
ツフを
長され
用開始

いた場
至療ス



この場合、既に確保している医療スタッフは、再度の従事に備え待機状態とし、必要な人件費は契約金額の内数として大阪府が負担することとし、業務期間満了時に精算する。

なお、体制の縮小期間は、事務的な作業が発生しないことから、この間の事務手数料は通常の10%から8%に変更し、上記と併せ業務期間満了時に精算する。

12 医療・療養センターの中等症病床（200床）の運用休止

医療・療養センターの中等症病床（200床）は、大阪府における軽症中等症病床の最大確保数の使用率がおおよそ70%未満となったのち、約2週間に降の入院待機ステーションのオーバーフロー、陽性者数、感染拡大見込み、軽症中等症病床の使用率などの状況を踏まえ、大阪府において運用休止を判断することとし、運用休止にあわせ前記9の項目に沿った準備期間へ業務を移行する。

13 大阪府から求めがあった場合、医療・療養センターに別途整備する軽症病床（800居室）の患者を対象とする往診による抗体治療など、軽症、中等症Ⅰに相当する治療の実施について、適切な方法を大阪府と積極的に協議して定めた上で実施すること。

14 その他

(1) 本仕様書にかかる具体的事項については、大阪府と別途協議のうえ作成する診療マニュアル等に基づき行うものとする。

(2) 業務中に事故が生じた場合は、速やかに大阪府に報告するなど必要な措置を講ずること。

また、その際は事故状況等について記録しておくこと。

(3) 本件業務を行うにあたり取得した情報は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の目的で、大阪府、国及び他の地方自治体に対して提供されることがあることをあらかじめ説明すること。

(4) この仕様書に定めのない事項については、別途、大阪府と協議のうえ定めるものとする。